

- 必ず！月額報酬を頂きます。
- 値引契約は致しません。
- グループ法人企業割引があります。

法人用・標準報酬表

〔1. 法人税報酬〕

(消費税込)

区分	前年の年間限界利益額	法人税月額報酬	法人税申告報酬
1	500 万円以下	8,800 円	88,000 円
2	500 万円超 1,000 万円以下	13,200 円	110,000 円
3	1,000 万円超 2,000 万円以下	19,800 円	154,000 円
4	2,000 万円超 3,500 万円以下	24,200 円	176,000 円
5	3,500 万円超 5,000 万円以下	26,400 円	198,000 円
6	5,000 万円超 7,000 万円以下	28,600 円	220,000 円
7	7,000 万円超 1 億円以下	30,800 円	242,000 円
8	1 億円超	最低 33,000 円に 1 億円増加するごとに 8,800 円を加算する 33,000 円 + (8,800 円 ×) = 円 上限 165,000 円	最低 264,000 円に 1 億円増加するごとに 22,000 円を加算する 264,000 円 + (22,000 円 ×) = 円 上限 550,000 円

〔2. 消費税報酬〕

(消費税込)

区分	前年度の年間売上高	消費税月額報酬	消費税申告報酬
1	2,000 万円以下	2,200 円	22,000 円
2	2,000 万円超 3,000 万円以下	2,750 円	27,500 円
3	3,000 万円超 4,000 万円以下	3,300 円	33,000 円
4	4,000 万円超 6,000 万円以下	3,850 円	38,500 円
5	6,000 万円超 1 億円以下	4,950 円	49,500 円
6	1 億円超 2 億円以下	6,050 円	60,500 円
7	2 億円超 3 億円以下	7,150 円	71,500 円
8	3 億円超 4 億円以下	8,470 円	84,700 円
9	4 億円超 5 億円以下	9,680 円	96,800 円
10	5 億円超 6 億円以下	11,000 円	110,000 円
11	6 億円超	最低 13,200 円に 1 億円増加するごとに 1,100 円を加算する 13,200 円 + (1,100 円 ×) = 円 上限 55,000 円	最低 132,000 円に 1 億円増加するごとに 3,300 円を加算する 132,000 円 + (3,300 円 ×) = 円 上限 220,000 円

- この契約書は、(税理士の業務) 税理士法第 2 条に関する契約書です。

【グループ法人企業割引】

法人税の月額報酬・申告報酬契約があるグループ法人企業割引

区分	対象になる報酬	割引の有無
主たる企業		割引なし
その他のグループ企業	法人税(基準)月額報酬 法人税(基準)申告報酬	20%割引 〃

〔旅費(1人1回1ヵ月分)〕

● **必ず！申し受けます。**

(消費税込)

区分	地 域	毎月訪問	2ヵ月1回訪問	3ヵ月1回訪問
1	豊橋・豊川・新城・蒲郡	1,100円	550円	385円
2	田原市・奥三河・西三河・湖西	2,200円	1,100円	770円
3	名古屋・尾張・知多	4,400円	2,200円	1,540円
4	上記以外	ご相談	同 左	同 左

〔出張人件費(1人1回1ヵ月分)〕

● **必ず！申し受けます。**

(消費税込)

区分	片道所要時間	毎月訪問	2ヵ月1回訪問	3ヵ月1回訪問
1	30分以内	2,200円	1,100円	770円
2	30分超1時間以内	4,400円	2,200円	1,540円
3	1時間超2時間以内	6,600円	3,300円	2,200円
4	2時間超	ご相談	同 左	同 左

◎年間人件費 4,400,000円 ÷ 年間労働時間数 2,000時間 = 2,200円/1時間当たり

次の業務は別途報酬をいただきます。

すべての業務について標準報酬が定めてあります。

業務に着手する前に必ず！！『契約書』を作成します。

【別途報酬を頂く業務】

(1) 中間申告又は予定申告	(6) 事業所税の申告
(2) 税務調査の立会	(7) 相続税の申告
(3) 年末調整事務	(8) 贈与税の申告
(4) 法定調書の作成	(9) 役員の確定申告
(5) 償却資産税の申告	(10) 各種届出書類の作成